

論文式試験問題集
[憲法]

[憲 法]

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

A市教育委員会（以下「市教委」という。）は、同市立中学校で使用する社会科教科書の採択について、B社が発行する教科書を採択することを決定した。A市議会議員のXは、A市議会の文教委員会の委員を務めていたところ、市教委がB社の教科書を採択する過程で、ある市議会議員が関与していた疑いがあるとの情報を、旧知の新聞記者Cから入手した。そこで、Xは、市教委に対して資料の提出や説明を求め、関係者と面談するなどして、独自の調査を行った。

Xの調査とCの取材活動により、教科書採択の過程で、A市議会議員のDが、B社の発行する教科書が採択されるよう、市教委の委員に対して強く圧力を掛けていた疑いが強まった。Cの所属する新聞社は、このDに関する疑いを報道し、他方で、Xは、A市議会で本格的にこの疑いを追及すべきであると考え、A市議会の文教委員会において、「Dは、市教委の教科書採択に関し、特定の教科書を採択させるため、市教委の委員に不当に圧力を掛けた。」との発言（以下「本件発言」という。）をした。

これに対し、Dは、自身が教科書採択の過程で市教委の委員に圧力を掛けた事実はなく、Xの本件発言は、Dを侮辱するものであるとして、A市議会に対し、Xの処分を求めた（地方自治法第133条参照）。

その後、Dが教科書採択の過程で市教委の委員に圧力を掛けたという疑いが誤りであったことが判明し、Cの所属する新聞社は訂正報道を行った。A市議会においても、所定の手続を経た上で、本会議において、Xに対し、「私は、Dについて、事実を反する発言を行い、もってDを侮辱しました。ここに深く陳謝いたします。」との内容の陳謝文を公開の議場において朗読させる陳謝の懲罰（地方自治法第135条第1項第2号参照）を科すことを決定し、議長がその懲罰の宣告をした（この陳謝の懲罰を以下「処分1」という。）。

しかし、Xが陳謝文の朗読を拒否したため、D及びDが所属する会派のA市議会議員らは、Xが処分1に従わないことは議会に対する重大な侮辱であるとの理由で、A市議会に対し、懲罰の動議を提出した。A市議会は、所定の手続を経た上で、本会議において、Xに対し、除名の懲罰（地方自治法第135条第1項第4号参照）を科すことを決定し、議長がその懲罰の宣告をした（この除名の懲罰を以下「処分2」という。）。

Xは、Dに関する疑いは誤りであったものの、本件発言は、文教委員会の委員の活動として、当時一定の調査による相応の根拠に基づいて行った正当なものであるから、①自己の意に反して陳謝文を公開の議場で朗読させる処分1は、憲法第19条で保障されるべき思想・良心の自由を侵害するものであること、②議会における本件発言を理由に処分1を科し、それに従わないことを理由に処分2の懲罰を科すことは、憲法第21条で保障されるべき議員としての活動の自由を侵害するものであることを理由として、処分2の取消しを求める訴えを提起しようとしている。

〔設問〕

Xが提起しようとする訴訟に関して、法律家としての立場から、本件における処分1、2についてのあなた自身の見解を論じなさい。

その際、処分1、2のどの部分が、いかなる憲法上の権利との関係で問題となるのかを明確にした上で、参考とすべき判例、想定される反論を踏まえて論じなさい。

なお、本問では法律上の争訟性についての問題は論じなくてよい。

【資料】地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄録）

第133条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

第134条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

② （略）

第135条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

②・③（略）

平成30年予備試験 憲法 差し替え問題文

(設問)

Xが提起しようとする訴訟に関して、法律家としての立場から、本件における処分1、2についてのあなた自身の見解を論じなさい。

その際、処分1、2のどの部分が、いかなる憲法上の権利との関係で問題となるのかを明確にした上で、参考とすべき判例、想定される反論を踏まえて論じなさい。

なお、本問では法律上の争訟性についての問題は論じなくてよい。

第 1 処分 1 について

1 処分 1 は、X の意思に反して陳謝文を朗読させようとするものであるが、憲法 19 条に保障される、自己の意思に反して陳謝の意を表明させられない自由（以下、「本件自由①」とする）を侵害せず、合憲であると考ええる。

2（1） 憲法上の保障の有無について

憲法 19 条は、人の内心における思想良心の自由を保障し、自己の意思に反してこれを表明させられない自由を保障する。

思想良心とは、個人の人格形成の核心をなすものをさすところ、本件自由①は、自己の政治的な信条による行動の是非という、個人の人格形成の核心をなす事項について、意思に反して陳謝文を朗読させられない自由であるから、同条により保障される。

（2） 本件自由①の重要性、制約の強度

ア 思想良心の自由は、個人の尊厳と深く結びつき、精神的自由の根幹をなすものである。特に本件自由①は、X の政治信条に基づくものとして重要な権利であり、このような重要な権利に対し、A 市議会本会議という公開の議場で、多数印の面前で懲罰として陳謝をさせるという処分は、強度の制約であるとの主張が考えられる。

イ（ア） これについて、内心における思想良心の自由は、絶対的に保障されるべきではあるが、単に事態の真相を告白し、陳謝の意を表明する程度の行為であれば、人格形成の核心を侵害する程度は比較的低いものと考えられ、そのような強制を受けない自由の重要性は、相対的に低いと考える。

（イ） 侵害の度合いについて、たしかに、公開の議場で衆人環視の中、陳謝文を読み上げさせることは、同人の信条について周囲に与える印象への影響という観点からは、強度のものとも考えうる。

しかし、謝罪文を新聞等の媒体に掲載させ、広く全国に公開するような場合に比して、影響を受ける人数という点では限定・特定のであり、侵害の程度は、強度とはいえない。

（３） 判断枠組み（合憲限定解釈）

上記のように、本件自由①の重要性が相対的に低く、制約も強度とはいえないことに鑑みると、当該制約が、公共の福祉に基づく制約として合憲となる場合を、厳格に限定して解すべきではない。

具体的には、処分１の根拠となる、法１３３条における「侮辱」については、議員としての政治的信念と関らない明らかに根拠のない誹謗中傷といった限定的なものではなく、誤った情報に基づき、他者の名誉を侵害する場合を指すものと解すべきである。

３（１） Xは、新聞記者や、他の市議会議員という、一般的にある程度信頼できる複数の情報源からの情報を基に、A市の担当者や関係者から資料を収集、調査をし、振込記録という客観的証拠を得て、本件発言に出たものであるが、当該情報は、これを裏付ける客観的証拠がEの捏造に係るものであり、新聞社において訂正報道を行うなど、誤った情報であることが認められる。

そして、本件発言の如く、行ってもいない収賄、不当な働きかけを行っていると言われれば、Dの名誉が侵害されることは明らかであるといえ、本件発言は、「侮辱」をした場合に当たる。

（２） よって、法 1 3 3 条に従いなされた処分 1 は、憲法 1 9 条に反して、本件自由①を侵害するものではない。

第 2 処分 2 について

1 処分 1 に従わないことを理由になされた処分 2 は、X の議員としての地位を奪い、議員としての政治活動を行えないようにするのであり、憲法 2 1 条 1 項に保障される、議員としての政治的信条に従い政治活動する自由（以下、「本件自由②」とする）を侵害し、違憲であると考えられる。

2（１） 憲法上の保障の有無について

本件自由②に関し、憲法 2 1 条 1 項は、表現の自由の一環として、政治的活動の自由を保障すると考えられるところ、本件自由②は、議員として自己の政治的信条に従い行動するという、政治的活動の最たるものであるから、同条により保障される。

（２） 本件自由②の重要性、制約の強度

ア（ア） 表現の自由は、自己実現および自己統治の価値を有し、本件自由②のような議員としての政治的活動の自由は、民主的政治過程の根幹に関するものとして、重要性を有する。

（イ） これに対し、本件発言のような名誉毀損的表現については、表現としての価値が低く、これに対する処分 1 に従わないことを理由に除名処分を受けない自由についても、その重要性は低いため、議員の品位を守るという利益の重要性に鑑みても、処分 2 は憲法 2 1 条 1 項に反するものではない、との反論が考えられる。

（ウ） たしかに、名誉毀損的表現については一般にその表現とし

ての価値は低く、このような表現に関し懲罰されないという議員の政治的活動の自由の重要性が高いとは認め難い。

しかし、名誉毀損的表現であっても、これが公共の利害に関する事実であり、公益目的が認められ、真実である、又は、真実であると誤信することに、確実な資料・根拠に照らし、相当の理由がある場合は、表現としての重要性が低いとはいえないものとする。

Xは、本件発言の時点では一定程度信頼に値するといえる情報に基づき、資料提供や説明、客観的証拠による裏付けを得て、Dの不正は真実であると考え、B小学校児童の生命の安全という公共の利害に関わる不正の弾圧という公益目的で本件発言に出たものである。

よって、その表現としての価値が低いとは言えない。

イ（ア） また、本件発言に対し、直ちに除名処分とするのではなく、まず陳謝という処分を科し、これに反した場合に初めて除名処分を科すという事後的・段階的規制をしているのだから、制約の程度は低いとの主張が考えられる。

（イ） しかし、処分2は、段階的であるとはいえ、議員の発言内容に着目して、議員としての政治的活動の機会そのものを奪うという重い罰則を科すことで政治活動たる言論を制約するという内容規制であり、強度の制約といえる。

（3） 判断枠組み（合憲限定解釈）

上記の権利の重要性、制約の強度に鑑みれば、議員の品位を保つという法の目的を考慮しても、法134条については、これに基づく制約が合憲となる場合を、厳格に限定して解すべきである。

そこで、法 134 条の「法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反」とは、議員としての資質を疑われるような悪質な違反を指すものと限定して解すべきである。

3（1）ア X は、B 小学校通学路のガードレール工事に関する D の不正について、第 1 の 3（1）に示した経緯より D の不正は真実であると信じ、本件発言を行ったものである。

これは、本件発言が、B 小学校児童の生命の安全という重要な公共の利害に関わる事項について政治的不正を行うことは許されないとの X の政治的信念の発露であり、D を貶めるためにでたらめを述べたものではないことを示す。

イ 後に当該情報が誤りであったことが発覚しても陳謝の意を表明しなかったことは、X は自己の政治的信念に従った行動をした故に陳謝しなかったものといえ、陳謝の意を表明しないこともまた政治的信念に基づく行動と評価できる。

そのため、これをもって、議員としての資質を疑われるような悪質な違反とまではいえない。

（2） よって、処分 2 は、憲法 21 条 1 項に反し、本件自由②を侵害する。

以上